

事務連絡
令和3年1月14日

一般社団法人
全日本駐車協会 殿

国土交通省都市局街路交通施設課

貴法人におかれましては、昨今の新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえ、テレワークや時差通勤等に多々ご協力頂き感謝申し上げます。

このたび、感染拡大の防止を図るための対応について、下記のとおり依頼させていただきます。

貴法人におかれては、下記についての周知等にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

記

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を実施すべき区域の追加を受けた対応について（依頼）

昨日開催された第52回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言を実施すべき区域に

栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の2府5県を追加することが決定され、これに伴い「基本的対処方針」が変更されました。

これを踏まえ、昨日持ち回りにて開催された第16回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、赤羽国土交通大臣より別添のとおり指示がなされました。

つきましては、貴法人の皆様におかれましては、改めて感染拡大の防止に係る協力等を行っていただきますよう、よろしくお願いたします。

（別添）第16回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣ご発言